

一般社団法人二輪車交流振興協会 会員規約

第1条 会員規約の適用

本規約は、一般社団法人二輪車交流振興協会(以下当法人とする)の定款に定める会員となつた団体または個人に適用する。

第2条 会員種別

当法人の会員は、次の3種とする。

- (1)正会員 当法人の目的に賛同して入会の申込みをし、理事会にて入会を承認された個人。社員総会において議決権を有する。
- (2)一般会員 当法人が行うサービスの提供・利用を主として入会の申込みをした個人。社員総会において議決権を有しない。
- (3)賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会の申込みをし、理事会にて入会を承認された個人又は団体。社員総会において議決権を有しない。

第3条 会員会費

入会金、年会費は、別途入会申込書に定める額とする。

2 入会初年度の年会費は、1事業年度(4月から翌年3月)当たりの会費の金額を月割り計算して算出(千円未満の端数は切り上げ)するものとする。

3 賛助会員は、当法人所定の賛助会員会費口数変更届を提出することにより、1口以上の任意の会費口数に変更することができる。

4 前項の変更は、会費口数変更届が提出された日以降に納付される会費について効力を生じ、既納会費は返還しない。

第4条 入会

正会員、賛助会員となるには、当法人所定の入会申込書による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。

2 一般会員となるには、当法人所定の入会申込書による申込みをし、事務局の承認を得るものとする。

なお、入会申込みの時点で、本規約の内容に合意しているものとみなされる。入会に際して当法人が取得した個人情報は当法人の個人情報保護方針に従い、取り扱うものとする。

第5条 入会承認

正会員、賛助会員は、入会申込み受付後、理事会の承認および入会金、年会費の入金の確認をもって入会となる。

2 一般会員は、入会申込み受付後、事務局の承認および入会金、年会費の入金の確認をもって入会となる。

第6条 会費および支払い方法

会員は、別途定める入会金、年会費を当法人所定の方法にて支払うものとする。

2 当法人は、一旦支払いを受けた入会金、年会費については、理由の如何を問わず払い戻しは行なわない。

3 当法人は、会員への事前の告知をもって、入会金、年会費を変更することができるものとする。

4 会員は、当法人が行うイベントに参加するにあたり、入会金、年会費のほかに別途参加費用が必要となった場合は、これを支払うものとする。

第7条 入会の取消

第5条に定める入会の承認後、会員が次の各号の一つに該当していることが判明した場合、当法人は事前に通知することにより、その会員登録を抹消し、当該会員の会員資格を取消すことができるものとする。

- (1) 入会申込み内容に虚偽の記載、誤記、記入漏れ等がある場合
- (2) 入会申込み者が実在しない場合
- (3) 入会申込み者の承諾なくして他人が申込んだ場合
- (4) 入会申込み者が暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成（以下総称して「反社会的勢力」という）であると認める場合
- (5) 過去に入会及び退会を繰り返しており、不適切なものであると判断した場合
- (6) 過去に当法人の入会承認が取消された、または除名処分とされている場合
- (7) 本規約に違反した場合
- (8) その他、会員として不適当であると認める場合

第8条 会員有効期間

会員資格の有効期間は1事業年度(4月から翌年3月)とする。ただし、入会初年度については、入会承諾書を発行した時から、その年の事業年度の期間内とし、以後については、第10条による退会の申し出がない限り、自動的に1年ごとに更新されるものとする。

第9条 会員情報の変更

会員は、入会時に届け出たある会員の個人情報に変更があった場合（住所、電話番号、電子メールアドレス、会員の連絡先の変更、婚姻による姓の変更等）、速やかにその内容を所定の方法により第17条記載の「事務局」宛に届け出ることとする。

第10条 退会

会員が退会しようとする場合、当法人が定める所定の手続きを行うことにより、いつでも退会することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

2 会員は退会と同時にその諸権利を失い、それを原因とする不利益が会員に発生しても、当法人は何ら責任を負わぬものとする。

3 本条に定める手続き又は規定に従い退会となった場合、当法人は、会員に対して会費を返却しないものとする。

4 当法人は、会員が本規約に違反した場合、当該会員に事前に通知することなく、退会の処分を行う場合がある。

第11条 自己責任

会員は、当法人に対して何等の迷惑又は損害を与えないものとする。

2 会員が入会し、当法人名等を利用するにあたって、会員が第三者に対して損害を与えた場合、又は会員と第三者の間で紛争が生じた場合、当該会員は、自己の責任と費用でこれを解決するものとし、当法人は一切の責任を負わないものとする。

3 会員は、他社の行為に対する要望、疑問もしくはクレームがある場合は当該他者に対し、直接その旨を通知するものとし、その結果については、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。

4 当法人は、会員間により発生した会員の損害一切に対し、いかなる責任を負わないものとし、一切の損害賠償義務から免れるものとする。

5 当法人以外の第三者が会員に対して提供するサービス等の利用に関連して会員が損害を受けた場合、当法人はいかなる責任をも負わないものとし、一切の損害賠償義務から免れるものとする。

第12条 その他の禁止事項

会員は、次の行為を行わないものとする。

(1) 当法人または第三者の著作権、商標権等の知的所有権を侵害する行為、又はそのおそれがある行為

(2) 第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、又はそのおそれがある行為

(3) 第三者になりすまして入会する行為

(4) 他の会員になります行為

(5) 当法人又は第三者を誹謗中傷する行為

(6) 当法人又は第三者に不利益を与える行為、又はそのおそれがある行為

(7) 当法人の運営を妨げるような行為

(8) 前各号の他、本規約、法令又は公序良俗に違反する行為、若しくはそれらのおそれがある行為

(9) 前各号の行為を第三者に行わせる行為

第13条 会員の個人情報

当法人は、会員の個人情報を関係法令に従って取り扱うものとし、会員はこれを承諾するものとする。

2 当法人は、会員の氏名、住所、電話番号、性別、生年月日、運転免許証番号、電子メールアドレス、当該情報の保護に必要かつ適切な措置を講じることとする。

3 当法人は、取得した会員の個人情報を定款に定める事業等を実施することを目的として利用する。

第14条 本規約の変更

当法人は、理事会決議により本規約内容を変更することができ、会員は予めこれを承諾するものとする。

2 本規約の内容の変更等に関する当法人から会員に対する通知は、当法人が別途定める場合を除き、公式Webサイト(以下公式サイトとする)に表示した時点から、その効力が生じるものとする。

第15条 会員への通知

当法人は、公式サイトの表示により、会員に対し隨時必要な事項を通知する。また、当法人が当該通知の内容を公式サイト上に表示した時点から、その効力が生じるものとする。

第16条 準拠法

本規約の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本法が適用されるものとする。

第17条 事務局

当法人は、事務局を滋賀県近江八幡市西庄町782番地46に置く。

附則

本規約は、2026年4月1日から施行(適用)する。